

市民後見人養成研修カリキュラム  
及び実施に係る報告

介護と連動する市民後見研究会

平成 24 年 3 月 26 日



## はじめに

介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律(平成23年6月22日公布)において、老人福祉法第32条の2が新設され、国においても市民後見推進事業(モデル事業)が37市区町で始まり、市民後見をめぐる状況は大きく変わった。

しかし市民後見人の育成をどのように行うかについては定見を得ていない。養成カリキュラムも研修実施主体ごとに異なるのが現状である。本来であれば養成される市民後見人は、全国どこにおいても最低限の質的担保が図られるべきかと思われる。

そこで本研究会は、育成にかかる部分を含めた市民後見人養成カリキュラムを検討し、その議論をとりまとめた。また、市民後見人育成と合わせて重要となる、後見実施機関のつくり方及び市民後見の意義を付編としてまとめた。

本報告が少しでも市民後見の推進の一助となれば幸いである。

平成24年3月

介護と連動する市民後見 研究会  
(ワーキング部会)

# 目次

## 【本編】

I	目的	5
II	現状	5
III	検討	6
◆	総論	6
◆	市民後見人の育成に係る基本的な考え方	6
1	市民後見人としての素養～「市民の資質」とは何か～	6
2	後見を必要とする人の生活を支える視点	7
3	バックアップ体制と一体のものとして考える	7
4	市民後見人の必要性の再認識	8
◆	養成する市民後見人像	8
1	市民後見人像の明確化	8
2	市民後見人の定義について	9
3	市民後見人像の一例	9
4	市民後見人像を描くにあたり	9
◆	市民後見人養成研修に係る部分について	11
1	カリキュラム、テキストの統一	11
2	カリキュラムについて	11
3	免除について	12
4	選択制について	12
5	想定される講師についての考え方	13
◆	実施に係る部分についての基本的な考え方	14
1	実施主体	14
2	研修開催期日、期間	14
3	受講対象者	15
4	利益相反が想定される受講対象者への配慮	15
5	年齢要件	16
6	受講人数要件	16

7	研修等費用負担についての考え方	16
8	近隣市町村も対象に養成研修を行う場合	16
9	市町村による事務の共同処理	17
◆	その他の事項	18
1	事前説明会・選考の必要性	18
2	研修後の人材登録	18
3	新任市民後見人としての活動	19
4	研修の委託について	19
5	すでに市民後見人として活動している人の扱いについて	19
6	他市町村での市民後見人としての活動について	19
7	都道府県の役割	19

## 【付編】

市民後見の意義・後見実施機関のつくり方	23
1. 市民後見人、市民後見とは何か	24
①市民後見人、市民後見の定義	24
2. なぜ後見実施機関を設置するのか	24
①後見実施機関設置の背景	24
②市町村の視点と効果	24
3. 後見実施機関の形を考える	25
①市民後見人像の明確化	25
②市民後見人像を具現化する養成研修	26
③成年被後見人像と対象者の絞り込み	27
④成年後見ニーズの把握・市民後見人と成年被後見人とのマッチング	27
⑤市民後見人の支援体制を考える	28
⑥後見実施機関のあり方	28
⑦後見実施機関が担う機能と業務の洗い出し	29
⑧後見報酬について	30
4. 後見実施機関設置の検討手法	30
①後見実施機関設置のための合議体を構想する	30
②社会資源・キーパーソンを把握する	31

③協力体制を考える	31
④社会資源が不足している場合	31
⑤合議体の陣容を固める	32
⑥外部の意見も入れる	32
⑦合議体の参考例	32
5. 後見実施機関の設置	33
①人員構成・業務量の推計	33
②要綱、定款等の整備	34
③市民後見人のマニュアル等の作成	34
④保険	34
⑤財源	35
6. 市民後見の意義	35
7. 何のために市民後見を推進するのか	36

## 【参考資料】

市民後見人養成のための基本カリキュラム	40
---------------------	----

【市民後見人養成のための基本カリキュラム】講義の要点	42
----------------------------	----

# 市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告

## I 目的

- 本研究会では、全国各地で行われている市民後見人養成のカリキュラムを収集・分析し、ワーキング部会での検討を踏まえ、市町村等が市民後見人を養成するときの基本カリキュラムを作成することを目的とする。
- ・現在、市町村・都道府県や社会福祉協議会、NPO団体や大学等さまざまな機関が、さまざまな実施形態により、市民後見人の養成研修を行っている。
- ・また都道府県社会福祉協議会等が行う市町村社会福祉協議会向けの「法人後見担当者研修」や、職能団体が行う「成年後見人等研修」、日常生活自立支援事業における生活支援員の養成等のために行われる「権利擁護支援者研修」等も、類似内容を含んでいる。
- この検討過程によって得られた知見および作成されたカリキュラムを、今後、国の示す通知類等へ盛り込むよう提言する。

## II 現 状

- さまざまな団体、機関が研修事業を行っているが、上述のように法人後見を行う社会福祉協議会等や専門職が対象の研修においても、研修内容は既存の市民後見人養成研修と似通ったものである。法人後見業務や専門職の職能に特化した研修内容や、あるいは市民後見人のために定型化した研修内容があるわけではない。この部分の整理が必要である。

※報告書中の「養成」「育成」という語について。

「養成」の場合、主に市民後見人の養成研修のことを指している。

「育成」の場合、養成研修の意も含め、より広い意味での市民後見人への活動支援を指している。老人福祉法第32条の2に規定された「人材の育成・活用」を意図している。

### III 検 討

#### ◆総 論

- 本研究会において、現に行われている市民後見人養成研修等のカリキュラムや勉強会、講演会等のプログラムを収集した。そのうち、比較的研修としての体系性がみられる 35 事例（今後の予定を含む）を台帳化し、それらをもとにワーキング部会、介護と連動する市民後見研究会による検討を行った。
- 併せて市民後見人養成研修の内容としてのあるべき姿、最低限担保すべきカリキュラム内容を、ワーキング部会で検討し、介護と連動する市民後見研究会において考究した。
- その検討、考究結果として作成されたものが市民後見人養成研修の「基本カリキュラム」である。
- 既存の研修実施機関において、概ねカリキュラム内容の加減により調整できるような配慮もした。市民後見人養成研修として最低限担保すべき内容に鑑み、大幅な検討を要する場合もありうる。
- 併せて、市民後見人養成の研修を実施する市町村等の参考に供するよう、研修実施に係る部分についての「考え方」をまとめた。

#### ◆市民後見人の育成にかかる基本的な考え方

##### 1. 市民後見人としての素養～「市民の資質」とは何か～

- 本稿では「市民後見人」という表現を用いた。この場合の「市民」とは、地域社会で生活する住民であり、その生活の中から物事を考え、地域の人たちと関係を築き、共に地域で暮らしていく人たちのことを指す。
- その意味では、そうした地域の住民から市民後見人が生まれる（養成・育成）のであり、初めから市民後見人として相応しい「市民」が存在しているわけではない。

○「市民の資質」とは、共に地域で暮らしていくために、自分のできることをして地域住民のお役に立ちたいという、生活に根差した感情が源泉となる。

○地域社会での生活の延長線上で、純粹に成年後見制度を必要としている人の立場に立って、その人の生活を支援するために何が最善なのかを考えることのできることで、市民後見人として重要な素養である。

## 2. 後見を必要とする人の生活を支える視点

○市民後見人は、「誰のための成年後見制度なのか」を常に考えて、行動できなくてはならない。本人の財産を守ることを重視するあまり、本人のために財産が使われないようなことがあっては本末転倒である。本人の尊厳を第一に考え、「本人の財産は本人の生活のために」「本人の生活をよりよく支える」ことを、市民後見人自身が研修で学び、活動においても自覚していることが重要である。

## 3. バックアップ体制と一体のものとして考える

○「介護と連動する市民後見研究会」のワーキング部会では市民後見人養成研修のカリキュラム検討を目的とした。しかし、市民後見人養成カリキュラムは、市町村後見実施機関の設置・質的充実などの市民後見人バックアップ体制と密接不可分であり、セット物として捉えるべきであるとの大前提を確認しておく必要がある。

○バックアップ体制については、親委員会である「介護と連動する市民後見研究会」の昨年度報告書『市町村長の後見申立と市民後見人～後見実施機関の創設～』を、今回検討の前提=枕としている。

○介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律（平成 23 年 6 月 22 日公布）において、老人福祉法第 32 条の 2 が新設された。このことにより平成 23 年度を「市民後見元年」、市民後見にとって大きなターニングポイントとなった。

○これから市民後見人を養成し後見実施機関を設置していく市町村においては、これを機に既存の成年後見の枠を超えた、地域社会における新たな社会規範づくりの担い手として市民後見人を捉え、その扉を開くといった視点・気概をもつことが重要である。

○老人福祉法第 32 条の 2（「後見等に係る体制の整備等」）新設により、市町村・都道府県が市民後見を推進するうえでの法的基盤が生まれ、市町村の責任が明確化さ

れた。しかし、これらの周知についてはこれからである。後見人等の選任責任を負う家庭裁判所に、このことが理解されるよう、市町村による実践活動が今後求められるところである。

- 今後の周知浸透により、家庭裁判所と市町村・都道府県との間で、市民後見推進に向けた新たな関係づくりが望まれる。

#### 4. 市民後見人の必要性の再認識

- 「成年後見関係事件の概況（平成 22 年）」において親族後見 58.6%。残り 41.4% が第三者後見である。第三者後見のうち、専門職後見人と呼ばれる人たちが担うのは 34.7%という現状である。
- こうした状況とは別視点として、新たに市民後見分野を創造するという発想を根本に置くことが重要である。
- ゆえに市民後見人の養成研修は、新たな市民後見の概念を基軸として後見活動をしていくための研修であるという、既存の養成研修とは一線を画す「第 3 の道を歩む」という認識が必要である。
- その結果、成年後見制度をめぐる社会状況も変わっていくことが予見される。そういった大局的認識のもと、市町村では市民後見人こそが「地域住民の後見人」であるという認識で、市民後見人養成および後見実施機関のあり方について、さらに議論を深める必要がある。

### ◆養成する市民後見人像

#### 1. 市民後見人像の明確化

- 市町村・都道府県が市民後見人の養成カリキュラムを組み研修を実施するにあたり、まずは研修実施する当該市町村・都道府県が養成すべき市民後見人像を明確化する必要がある。
- そのうえで、そうした人材を養成するためにどういった研修コマ・内容を盛り込むべきなのかを検討する必要がある。この部分の検討がないままでは、「養成研修は受講したが、市民後見人の活動意義や自分の役割が理解できない」人が産み出される可能性がある。

## 2. 市民後見人の定義について

- 市民後見人像を明確化するということは、おのずとその像から「市民後見人の定義」が導きだされることになるはずである。
- 現在のところ誰もが認める市民後見人の定義があるわけではない。また、市民後見推進事業等により新たな市民後見人モデルが析出されることも考えられる。これから市民後見が日本社会に定着化していくなかで、強いて定義づけをして意味を限定することは、市民後見の展開を局限することにもなりかねない。
- こうした現状認識をふまえたうえで、本稿における市民後見人の基礎要件を次の5点と考えている。
  - ①市民として、市町村における後見等の業務を適正に担う人材であること。  
(後見等を担う専門職等も含む)
  - ②後見人等としての必要な知識・技術、社会規範、倫理性を備えていること。
  - ③市町村等が開催する研修を修了し、所定の登録をしていること。
  - ④市町村の推薦により、家庭裁判所から後見人等の選任を受けることができること。
  - ⑤市町村による支援のもと、後見等の業務を行う人であること。
- 換言すれば、老人福祉法第32条の2（後見等に係る体制の整備等）における規定の具現化をひとつの基準としている。

## 3. 市民後見人像の一例

- 今回カリキュラム案として提示した内容が、どのような市民後見人像を描いた上で構成されたものなのか、基底にある考え方を一例として示した。**【参考】参照**
- 今後、市民後見人の養成カリキュラムを検討・作成し、養成研修をおこなう市町村・都道府県の検討軸となることを期待して提案するものである。

## 4. 市民後見人像を描くにあたり

- また像を描くにあたり、市民後見の出発はどこから始まったのか、その初志とは何かを常に問い返す必要もあろう。養成がまずありきではない。まず、市町村が求める市民後見人像を描く必要があるだろう。

【 参 考 】

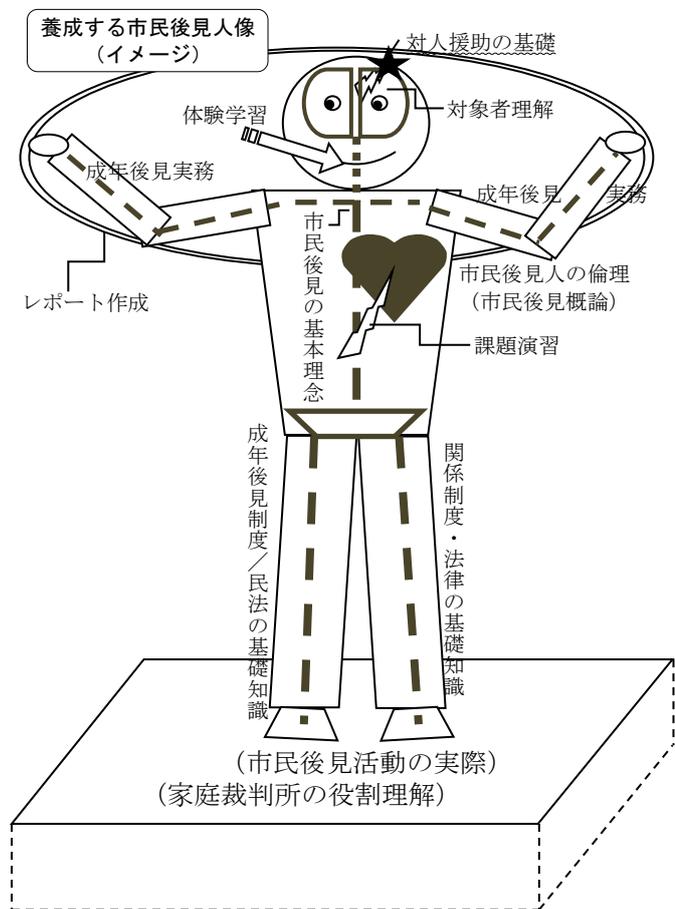
- 市民後見人としての一步を踏み出すにあたり、ロボット図による比喩を用いて、市民後見人養成カリキュラムの構成立てを考えてみる。
- まず「市民後見概論」は市民後見人としての行動規範や倫理と市民後見の基本理念をはじめとした身体の中核にあたる。この根幹部分がなくて市民後見人の養成はなし得ない。
- 「成年後見制度の基礎」「民法の基礎」は一方の足にあたる。市民後見人として活動するためには、成年後見に関する最低限必要な知識や法律感覚がなくてはならない。
- 「関係制度・法律」の知識はもう一方の足にあたる。成年後見を取りまく制度・法律の知識・感覚があつてこそ、市民後見人として前に踏み出せる。
- 「対象者理解」は頭脳部分。対象者に対する基礎的理解の素養がなくては、無味な市民後見に終わる。さだめし「対人援助の基礎」は、対象者理解を備えたうえで、後見指令を送るための伝達物質という役割である。こうした素養のうえで前掲の制度・法律の基礎知識も生かされる。
- 「市民後見活動の実際」や「家庭裁判所の役割」は、市民後見人として前に踏み出すための足場と捉えることができる。市民後見人としての先人の経験知や、家庭裁判所など関係諸機関の実地的知識・経験は足場となる土台を築く。この足場となる土台の有無や硬柔が重要になる。
- 「成年後見の実務」は両腕にあたる。成年後見人として前に進みながら時宜に応じた実務に着手できるか否かは、研修時に実務の素養を備えたか如何にも関わる。実務を欠いた市民後見人の養成研修もあり得ない。

- 「体験学習」は、前に踏み出すために最低限必要な、骨格に肉づきをあたえるための栄養摂取。  
「課題演習」は、心臓から全身へと活動の源となる血液を送るための、いわば造血作業といえる。血の通った市民後見活動を行うためには、体験知を事前に培っておくこと、課題解決の擬似体験が礎として重要となる。

- 「レポート作成」は、研修成果を内省し、自分以外の者からの評価を成年後見人となる前に問う作業といえる。バランス感覚が問われる。

- これら要素が担保され初めて、市民後見人養成カリキュラムとしての必要にして十分な条件となる。いずれが欠けても必要にして十分とはならない。

- 市民後見像・全体構成を踏まえたうえで、研修主体者ごとに、個別内容の重みづけをどう行うかの検討が望まれる



## ◆市民後見人養成研修に係る部分について

### 1. カリキュラム、テキストの統一

○市民後見人の質の担保のため、市民後見人養成研修は全国的に質が担保されたカリキュラムとテキストに基づくことが望ましい。

### 2. カリキュラムについて

○これまでは市民後見人養成研修の名の下に、市民後見人の養成という目的から外れた、親族後見支援や市民対象の啓発的意味合いをもつ講座も行われてきた。

○今次報告にあたり、従前とは一線を画す上で、あくまで市民後見人を目指す人を対象として想定した上でのカリキュラム構成を考究した。

○とはいえ、あるべき論を押し進めた画餅では実行性を欠く。現行の研修実際等を鑑み、基礎研修と実践研修の2段構成とした。

○既存の市民後見人養成研修等のカリキュラム及び前年度報告による指摘等を勘案し、1単位=60分換算で、

【基礎研修】21単位/1260分

市民後見概論	3単位/180分
対象者理解	4.5単位/270分
成年後見制度等の基礎	4単位/240分
民法の基礎	2単位/120分
関係制度・法律(当該市町村・地域の取組現状)	5.5単位/330分
市民後見活動の実際	2単位/120分

【実践研修】29(31補講)単位/1080(1200補講)時間 + α(体験学習8単位・レポート作成3単位)

対人援助の基礎2単位/120分

対人援助の基礎	2単位/120分
---------	----------

体験学習8単位/1日半程度+30分

①体験実習についての留意点、②後見人の後見業務同行、③施設実習
---------------------------------

家庭裁判所の役割1.5単位/90分

家庭裁判所の実際もしくは家庭裁判所見学	1.5単位/90分
---------------------	-----------

成年後見の実務9.5単位/570分

①申立書類の作成、②財産目録の作成、③後見計画の作成、④報告書の作成、 ⑤後見付与申立の実務、⑥後見事務終了時の手続き/死後事務
---

課題演習5単位/300分

事例報告と検討	5単位/300分
---------	----------

レポート作成3単位

①志望動機書(エントリーシート)、②体験実習の報告書作成3点、③市民後見人像
--

補講 当該市町村・地域の現状2単位/120分

介護保険・高齢者施策、障害者施策、 地域福祉への取組現状、社会資源	2単位/120分
--------------------------------------	----------

…とする標準案（50（52 補講）単位 = 2340（2460 補講）分+11 単位[体験学習 8 単位・レポート作成 3 単位]）を作成した。詳細は後掲「基本カリキュラム」を参照。

○介護相談員が、介護相談員養成研修 40 時間と現任研修を加えて約 80 時間程度の研修を受講している。上記が養成研修としての標準かと思われる。

○これらのカリキュラムについては、基本的に全講座必修を修了要件とする。

○「当該市町村・地域の現状」については、全国規模・広域で市民後見人養成研修を行う団体の研修を受講する場合は講義実施が困難であることから、この講義部分のみを当該研修に受講生を派遣する市町村の責任において、実践研修補講の形で担保することも考えられる。

○同様に「体験実習」についても、受講生の地元の後見業務同行、施設実習が望ましい。全国規模・広域で市民後見人養成研修を行う団体の研修だけでなく、派遣元市町村での実習とすることも考えられる。

○「レポート作成」（志望動機書、市民後見人像）については、それを基にした選考作業は、派遣元市町村が責任をもって行う。

○本稿では最低限担保すべきカリキュラム内容を討議（WG での議論）した。当然のことながら、研修終了した市民後見人に対するバックアップ体制による支援のなかで、養成研修以外のフォローアップ、現任研修・支援等が担保されたうえでのカリキュラム内容である。

### 3. 免除について

○たとえ一部履修課目に専門知識を有する人であっても、あらためて市民後見人という立場でその専門知識を捉え返す必要がある。

○したがって、市民後見人養成研修においては、いかなる職務経歴等であっても履修課目の免除は認めない方向で考える。

### 4. 選択制について

○「選択制」という考え方について

たとえば、A市において市民後見人同士がチームを組んで後見活動にあたるという

場合。高齢、障害者といった個別担当分野を設け、これに応じ履修も選択制にすることは可かという議論については、老人福祉法第 32 条の 2 新設により、今後市民後見が新しい社会規範を創出していくという大局的意味が背景として潜む。

○現況の専門性・分野に影響されることなく、最低限担保すべき科目は市民後見と結びつけてあらためて学ぶべきものであり、選択制という考え方も現状においては避けた方がよい。

## 5. 想定される講師についての考え方

○市町村が自前で市民後見人養成研修を実施する場合、このカリキュラム案を実行する上で各科目について担当することが望まれる講師の案を示した。

○少なくとも「市民後見概論」「当該市町村・地域の現状」「市民後見活動の実際」については、当該市町村が受講生に示す事柄であると思われる。

○ただ「市民後見概論」については、「市民後見」という言葉が文字通り市民権を経るまでは、リーディングケースの後見実施機関担当者に講義を担当していただき、普及に努めるということもあり得るだろう。成年後見制度を必要とする人たちが、尊厳ある生き方を継続していくために、根源的な「市民後見」のあるべき姿を示すことのできる講師であることが望まれる。

○「民法の基礎」「成年後見制度等の基礎」については、正確な基礎知識を伝え、かつ事案に潜む法律問題に気づく導きを与えてくれる、法律専門職ないし学識経験者が望ましいと思われる。

○「関係制度・法律」については、市町村が自前で市民後見人養成研修を実施する場合は、当該制度・法律に知悉した市町村の担当職員が講義を行うことが至当である。（この場合、制度・法律論と地域の実情とを絡めての講義が可能なため「当該市町村・地域の現状」をあらためて行う必要はない）

○ただ、現実問題としてそのような市町村職員がいない場合もある。その場合、制度・法律に精通した学識経験者がこれに代わることも考えられる。

○また、全国規模・広域で市民後見人養成研修を行う団体の場合、制度・法律に精通した学識経験者をこれに当てることになる。

○「対象者理解」については、高齢者、とりわけ認知症の人への理解が最重要となる。生活支援の側面からのアプローチと、医学的知識に則った体系的理解が重要であることから、成年後見制度にかかる診断書、鑑別書作成にも精通した医師、医療関係

者の活用も考える必要がある。

- 「対人援助の基礎」については、心理学等の基礎を持ち、かつ対人援助技術に長けた人であることが望ましい。
- 「家庭裁判所の役割」については、地元の家庭裁判所の担当者の話を聞くことや、市民後見人としての活動に資する具体的な見学を企画するなど、実地的知識・経験を積める内容が望ましい。
- 「成年後見の実務」については、後見実施機関業務に精通した人が行うものとする。
- 「課題演習」については、成年後見人業務に精通した人が行うものとする。研修成果の統合化を図ることが主眼である。
- 「体験実習」については、実習前に後見実施機関担当者が、その目的・留意点を事前に説明するものとする。

## ◆実施に係る部分についての基本的な考え方

### 1. 実施主体

- 市民後見人養成研修については、市町村長申立の活用を軸とした市町村・後見実施機関が行う。
- ただし委託も可とする。後見実施機関が行う場合であっても、当該市町村が共催の形をとる（委託丸投げはしない）こととする。
- 地域の事情により市町村・後見実施機関による研修実施が困難な場合も考えられる。こうした場合、都道府県は研修開催に係る支援を行うことが必要である。

### 2. 研修開催期日、期間

- 後見実施機関や当該市町村長による市民後見人の任用期間を逆算し、研修修了から登録が終了してからほどなく市民後見人としての活動が始まるスケジュールリングが望ましい。

### 3. 受講対象者

- 市町村が市民後見人養成研修を行う場合、当該市町村の在住要件（「当該市町村に在住している人を対象とする」など）を考慮するか否かの議論については、市民後見の推進は、市町村の責任で行うという前提がある。このため他市町村の市民を受け入れ活用することには慎重な意見が多い。
- ただ市町村単独では必要な人材を集められないことも当然あり得る。平成の大合併により、必ずしも市町村が生活圏のまとまりと一致していない場合がある。
- つまり地域により活動圏域が市町村域を越えて広域化になる場合も考えられる。こうした場合も在住要件は考慮を要することになる。
- この場合、研修の受講要件に近隣市町村の市民を含んでも構わないが、市民後見人としての登録は市町村後見実施機関ごとに行うことを、当該市町村・近隣市町村ともに了解していることが前提となる。あるいは市町村が後見実施機関の業務を広域事務化することも考えられる。
- 市町村がそこまでの準備をすることが難しい場合も考えられる。その場合、都道府県による市町村支援が機能するよう、都道府県担当部局は考慮しておく必要がある。
- ただいくら当該市町村以外からの受講も可であるといっても、市民後見人としての活動である以上、被成年後見人等への訪問に何時間もかかるようでは困る。地域的連帯が共有される程度に同圏域に生活しているという一定条件は必要である。

### 4. 利益相反が想定される受講対象者への配慮

- たとえば当該市町村在住の介護保険事業所、障害者事業所の職員等が「一市民」として受講を希望する場合。受任調整の段階で、利益相反となる事案が出てくることが考えられる。研修を開催する自治体は、その想定をしておかなくてはならない。またそのような場合は、受講者に事前に説明したうえで、研修受講してもらう配慮も必要である。
- 受講段階で一市民としての専門職の受講を規制することは困難である。また、市民後見人になるための「間口は全開」にしておく方向で考えたほうがよい。具体的には、バックアップ体制（後見実施機関）における、市民後見人の推薦（マッチング作業）において、利益相反の有無を精査していくことで、そのリスクはほぼ解消できると思われる。

## 5. 年齢要件

### ○年齢下限について。

成年後見人等としての判断を行うため、相当の社会経験等を有することが求められることから、被選挙権が与えられる 25 歳をひとつの目安とすることが考えられる。

### ○年齢上限について。

成年後見制度の理念からして、年齢上限は設けないことが望ましい。具体的には地域の実情に応じ、市町村ごとに判断を要する問題である。

## 6. 受講人数要件

○本来であれば、当該市町村において成年後見制度に関するニーズ調査を行い、そのニーズに対して必要にして十分な市民後見人材を育み備えておくことが本旨である。

○しかしながら、全国遍く適応可能なニーズ標準値が存在するわけではなく、現時点のひとつの考え方として、ごく大雑把な試算として、小規模自治体ではあるが、ほぼ全数把握を行っている基礎自治体の例を基礎として、当該市町村における市民後見人の必要人数を見込むことも一考である。【column】参照

## 7. 研修等費用負担についての考え方

○現在申立費用と後見人報酬助成の側面が大きい、成年後見制度利用支援事業の事業費の活用を、あらたに見込むことを検討する必要もあるのではないか。国における予算的支援の整理が必要である。

○研修費用負担についての考え方は、基本的に研修を実施する自治体が決めるべき事柄であろう。

## 8. 近隣市町村も対象に養成研修を行う場合

○A市が近隣市町村に声かけをして養成研修を実施する場合。

当然のことながらA市においては、近隣市町村の後見案件まで持つことができない。そのことを念頭において、研修開催にあたっては、近隣市町村には事前にバックアップ体制の担保をしてもらう必要がある。

### 【column】M町を参考にわが市町村の市民後見人必要数を推計してみると…

- 人口約 3000 人弱・高齢化率 30.5%のM町では、(今後、市民後見人が担うことが期待される)町社会福祉協議会による法人後見が 6 件ある。単純な人口割でいくと、市民後見人が必要となる被後見人等の出現率は 0.2% (人口 500 人に対し 1 人)となる。
- 日本の総人口 1 億 3 千万人 (平成 23 年 4 月 1 日現在概算値)に敷衍すると 26 万人となる。
- この人たちを、市民後見人 2 人 (正・副担当各 1 名)による複数後見パターンで支えると仮定 (正 1 人・副 0.5 人担当換算。1 人当たり 2 人を担当上限)すると、全国で必要な市民後見人は 13 万人となる。
- 被後見人等との年齢・性差、相性等のマッチングを考慮すると、その約 4 倍の 52 万人 (日本の総人口比 0.4%)が必要となろう。
- わが市町村人口に 0.4%を掛けると、養成すべき市民後見人数の目安が求められる。
- ただ当然のことながら、市町村の実情に応じて、需要側・供給側さまざまな変数 (高齢化率、人口に占める知的・精神障害者の割合、成年後見制度特に市町村長申立案件として利用が見込まれる方の人数、それを受け入れる専門職後見人数、当該地域の富裕度等)が加わる。
- 上記は、M町を糸口にわが市町村の必要市民後見人数を考える、ひとつの考え方の一端を示したものである。当該市町村においては、さまざまな変数を加味し、できるかぎりのニーズ把握をおこなって、必要にして十分な市民後見人材を育み備える必要がある。

## 9. 市町村による事務の共同処理

- 広域化して研修事業を行う場合、「地方公共団体の事務の共同処理の改革」(総務省自治行政局 行政体制整備室)で示された、地方自治法に基づく「事務の委託」「機関等の共同設置」「協議会」といった考え方が参考になる。この場合、市町村の権限はそのままに、共同して事務を行うことになる。
- 市町村で後見実施機関を設置する場合においても、この考え方は適用可能である。

## ◆その他の事項

### 1. 事前説明会・選考の必要性

- 市民後見人養成研修を当該市町村で行う場合にあつては、さまざまな意図をもった「市民」が参集することが予想されることから、事前に養成意図の説明を行う説明会が必要である。
- また、市民後見人を欲する後見実施機関と受講希望者とのミスマッチがないように、事前の選考（書類+面接）を行うか等についても、各市町村で検討する必要がある。
- 選考を実施する場合は、明確な選考基準を設けるなど、選考結果の開示要求等があった場合に対し対応できるようにすることが必要である。
- ただし、選考等の実施は受講希望者のやる気や適格性を確認するものであり、落とすために行うものではないという認識も必要である。
- その実施も必須とは限らない。小規模市町村等による開催で、受講対象者の「顔がみえている」関係である場合などは、あえて行う必要はないと思われる。

### 2. 研修後の人材登録

- 市民後見人養成研修修了者は、ただちに市民後見人の人材として登録するのではなく、事前選考同様、市民後見人を欲する後見実施機関と研修修了者との間に齟齬がないよう、一部後見実施機関が行っているように、登録にあたっての選考（書類+面接等）を行う必要があるように思われる。
- たとえば登録の是非を検討する委員会等を設置し、関係機関・者などの複数者の目を通すことが必要かと思われる。また受講者からの結果開示の要請に応えられるよう、公表の仕組みも考慮する必要があるかと思われる。
- 書類選考については、研修とはまた別にあらためて課題を出すというよりは、一部後見実施機関が行っているように、研修修了時に「市民後見人像」を問い、それを基に面接を行うといった対応が考えられる。

### 3. 新任市民後見人としての活動

○研修を受講し人材登録された市民後見人といっても、個人後見の場合、ただちに個人で市民後見人として活動するには無理がある場合は、一部後見実施機関が行っているように、市民後見人として「先輩市民後見人等の業務に同行1年以上」等、一定の業務習熟期間が必要になる場合がある。

○また、前年度当研究会報告においての指摘のように、キャリアアップの仕組みや動機づけを用意する必要がある。

○本稿では養成カリキュラムの検討を行ったが、当然のことながら現に市民後見人として活動する人への現任研修も取り込まれる必要がある。

### 4. 研修の委託について

○市町村から市民後見人候補者を派遣し、全国規模・広域で市民後見人養成研修をおこなう団体の研修を受講する場合、その団体は市町村からの研修委託を必要とする。

### 5. すでに市民後見人として活動している人の扱いについて

○この報告書（ないし研修要綱）のカリキュラム案が示される際に、現に市民後見人として活動する人であって、同カリキュラム修了者と同等以上の知識及び経験を有する人については、市町村の判断により市民後見人養成研修過程を修了したとみなしてもよいのではないか。

### 6. 他市町村での市民後見人としての活動について

○A市で養成された市民後見人が、他市町村でも同様に活動できるかという問題についての議論について、現況では市民後見を推進する市町村は限られており、他市の市民後見人をそのまま受け入れることには慎重な意見が多く、再度、研修を受け直したうえで、登用を図るという実態もある。

○市民後見概念の社会的定着がまたれる議題である。重要な視点であり将来的に検討を要する問題である。

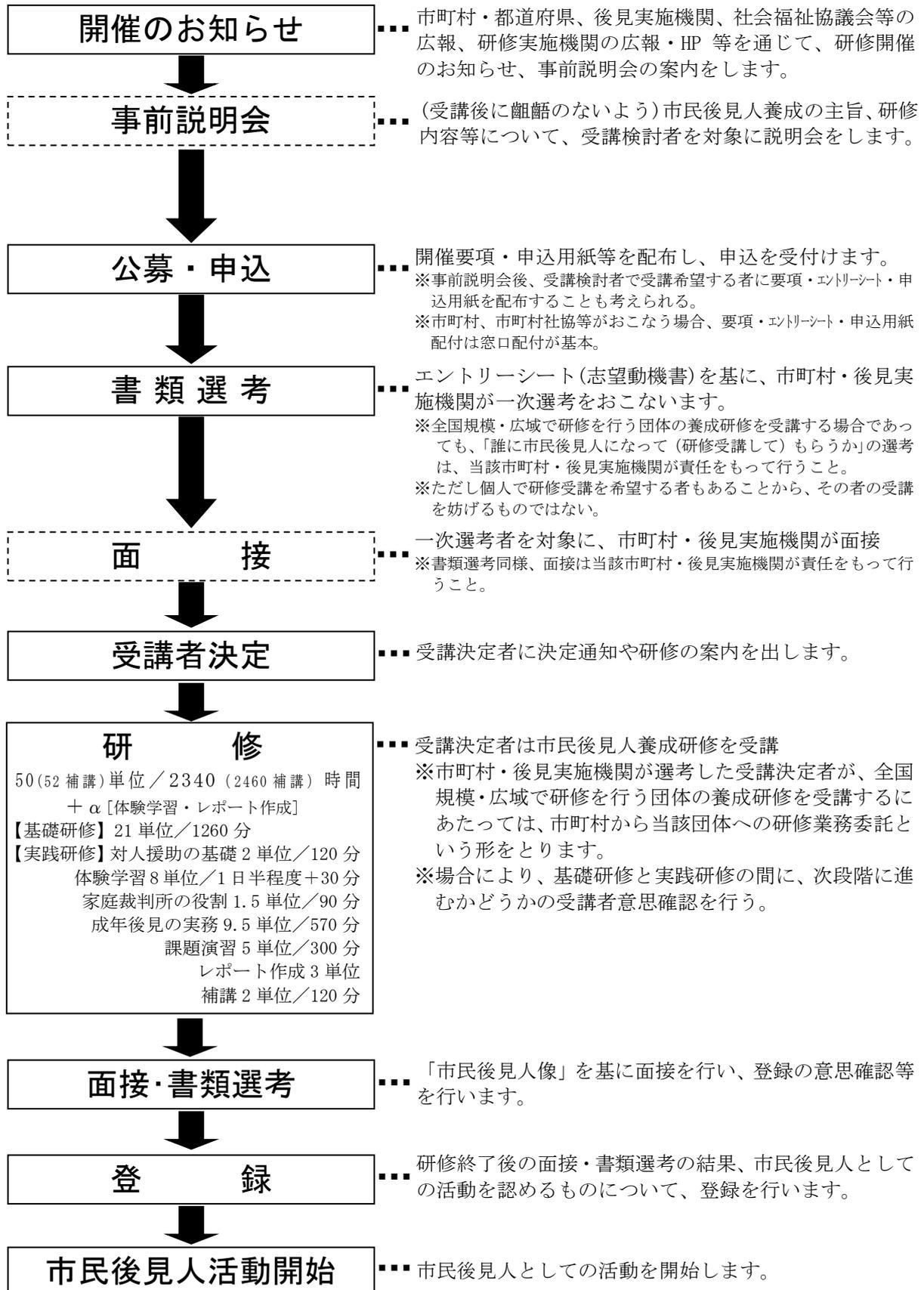
### 7. 都道府県の役割

○「介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律」（平成 23 年 6 月 22 日公布）において、老人福祉法第 32 条の 2 が新設され、都道府県の支

援が努力義務化された。

- 市町村の制度理解が得られていない面があり、都道府県は市町村に対する制度説明に努め、研修等を通じて制度活用が図られるよう、積極的に働きかけることが重要である。
- また市民後見人の養成研修や市民後見人の推薦・受任調整等が困難な場合、都道府県による個別・広域支援が重要となる。
- またこの仕組みを深化させるため、上記のような実務的な支援調整作業に加え、家庭裁判所や専門職後見人3団体および医師会など、関係諸機関との広域的調整および、関係機関・者が同じテーブルに座る場所を設ける等の役割が求められる。
- こういった動きを後押しするため、介護保険支援計画、高齢者保健福祉計画の策定指針等に市民後見推進を盛り込むこと等の検討も必要ではないだろうか。

【市民後見人養成研修の流れの一例】





## 【付編】

# 市民後見の意義・ 後見実施機関のつくり方

# 1. 市民後見人、市民後見とは何か

## ①市民後見人、市民後見の定義

○介護と連動する市民後見研究会の平成 23 年度報告書では、市民後見人の基礎要件として次の5点をあげています。

- ①市民として、市町村における後見等の業務を適正に担う人材\*であること。
- ②後見人等としての必要な知識・技術、社会規範、倫理性を備えていること。
- ③市町村等が開催する研修を修了し、所定の登録をしていること。
- ④市町村の推薦により、家庭裁判所から後見人等の選任を受けることができること。
- ⑤市町村による支援のもと、後見等の業務を行う人であること。

※後見等を担う専門職等も含む

○この一連の流れを担保することが市町村の役割です。その仕組みをつくりあげ、継続していく営みの総体を「市民後見（の推進）」とすることができます。

○つまり、老人福祉法第 32 条の 2（後見等に係る体制の整備等）の規定をどれだけ具現化しているかが、ひとつの基準となっています。

○そのために市町村は、後見実施機関を設置し、市民後見を推進することが望まれます。従来市民後見に関する諸論点などもふまえ、地域実態に適合した、市町村ごとの市民後見の形を具体化していく必要があります。

# 2. なぜ後見実施機関を設置するのか

## ①後見実施機関設置の背景

○市民後見を推進するにあたり、これから後見実施機関を設置する市町村が、どういった視点で進めていったらいいのか、社会背景として、従来指摘されていた高齢者虐待や孤立死といった問題、独居・夫婦のみ世帯、認知症高齢者数の増大、近年表面化した高齢者所在不明問題などがあげられます。成年後見制度を必要としながら利用に結びつかない潜在ニーズ者が、かなりの数にのぼるという現況理解があります。

○これらの人々が制度を利用しようと思っても、現在は受皿が不足しています。近い将来、問題が顕在化し、「後見爆発」と形容される事態が起こると予見されています。

- この課題に市町村は対策を講じる必要があります。地域の後見ニーズの受皿体制＝後見実施機関を、市町村が早急に用意する必要があります。これが「なぜ後見実施機関をつくらなければいけないのか」の大きな理由です。

## ②市町村の視点と効果

- そのためには、まず
  - ①地域にどれだけの成年後見制度を必要とする人がいるのかの把握
  - ②現状把握をふまえた権利擁護システムの再構築という、2つの大きな視点が求められます。
- その先導役を市町村が果たします。市町村部局内だけでなく、関係機関・者による合議体を組織し、開かれた形で設置の議論を進めていくことが重要です。
- 市民を巻き込み推進することで、結果として地域福祉の推進やまちづくりにつながるという視点も確認しておくことも必要となります。

# 3. 後見実施機関の形を考える

## ①市民後見人像の明確化

- 後見実施機関を設置するにあたり、市町村は地域の後見業務等の担い手となる市民後見人像を明確にする必要があります。
- 当該市町村の社会資源に制約される部分もありますが、市民後見人像を明確化したうえで、そのような人材を育成していくことも重要です。
- 一般的な市民後見人像の要件として、①利用者の近くに住んでいる、②必要なときにはいち早く訪問することができる、といった点があげられます。そうした訪問が可能な層として、③地域で生活する定年退職者世代、④自分のスキルなどを使って社会貢献する意欲がある、⑤比較的時間にも余裕がある、といった人たちが想定されています。
- ただ、ボランティア意向が低調で市民後見人のなり手がいないという地域もあります。民生委員や社会福祉推進委員や地域福祉推進委員などの各種「福祉推進員」、健康推進委員、消費生活推進員、保健補導員（長野県）といった、すでに市民の立場で行政事業を担う方々にも、市民後見人候補として積極的に働きかける必要があ

ります。

- ほかに、介護相談員派遣等事業を実施している市町村では、介護相談員を市民後見人として再養成し、市民後見人として活用していくことが考えられます。介護相談員はすでに介護相談員に係る 40 時間養成研修や現任研修を受講し、介護相談活動を行っています。そこでは後見業務に近い業務をすでに行っています。審判申立まで繋ぐといった役割を担うなどの事例もみられます。
- 「介護サービス情報の公表」制度の第三者評価調査員も、養成研修を履修した人材が全国に 8000 人存在しています。制度の改廃により役割を終えた調査員人材がいます。この人材活用を図るのも一考です。
- 弁護士や司法書士、社会福祉士など、いわゆる専門職と呼ばれる方でも、自分の生活する地域への貢献を意図して、市民後見人としての活動意向がある場合があります。この場合、所定の研修を受講することや、現職との混同をさける（あくまで市民後見人としての活動を行う）こと、受任時の利益相反性を考慮したうえで、市民後見人となっていただくことも考えられます。
- かならずしも市町村が望む市民後見人像と、実際に市民後見人としての活動を望む人が一致するとは限りません。市町村はあらかじめ市民後見人像を明確化し、市民に伝える必要があります。

## ②市民後見人像を具現化する養成研修

- 市民後見人像を明確したうえで、養成研修を行う必要があります。
- 養成研修のなかで最低限学ぶべき事柄として、市民後見人としての
  - ①必要な基礎知識・技術、
  - ②社会規範、
  - ③倫理性があげられます。
- 後見人等には、成年後見制度や関係法規等の知識が要求されます。社会的な規範もなければなりません。その裏には高い倫理性も備わってはいけません。市民後見人としてのセンスを身につけることが重要です。養成研修では、これらの質的担保が図られる必要があります。
- 養成研修には、受講者には市民後見人として活動する意志があるという前提、市町村等には養成した市民後見人を継続的に育成していく心算があるという前提があります。研修を受講する市民からすると、自分が本当に後見人としての役割を果たしていけるのか、受講後もどれだけ支援を受けられるのかという不安があります。養成研修では、こうした不安を取り除くことも大切です。

### ③成年被後見人像と対象者の絞り込み

- 成年被後見人像を明確化しておくことも重要です。市民後見人と成年被後見人とのマッチング作業を行う必要があるからです。
- ①市町村長申立の対象者像、がひとつの目安となっています。これは「判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるもの」などと説明されています。
- ②「本人に資力がない」「親族間の紛争性がない」「判断能力が低下し生活に支障をきたしてきているが、身近に頼れる人がいない」「市民後見人の関与によって、本人の生活が安定する」といった、受任事案としてみた成年被後見人像もよくいわれます。
- 近隣に親族も適当な専門職後見人もおらず、「近い将来、市町村長申立を行って、この人を誰かが支えていかなければいけない」という差し迫った状態があるなど、具体的な対象者が明白な場合があります。こうした場合、市町村は、まずその対象者に向けた支援方策を考えるなかから、市民後見に向けた取組を展開していくことも考えられます。
- 成年後見制度を必要とする人のニーズは、今後数十年にわたり増加していきます。時代とともに成年被後見人像も刻々と変わります。より長期的な視点をふまえ、幅広いニーズに応えられる仕組みとする必要があります。

### ④成年後見ニーズの把握・

#### 市民後見人と成年被後見人とのマッチング

- 成年被後見人像の明確化に加えて、成年後見制度を必要とする人が地域にどれだけ存在しているのかを把握する必要もあります。数量的把握ではなく、どこにどのような状態の方がいるのかという、個別的・質的な把握が重要になります。
- 市町村や後見実施機関で、後見ニーズ等の情報を集約した高齢者台帳を整備して実態把握に努め、関係者が共有する仕組みをつくることが重要です。受任調整時に、「誰が後見人になるのが最善か（成年被後見人と市民後見人のマッチング）」を検討する基礎資料となります。
- 基礎資料があることで、成年後見制度を必要とする人（需要）と市民後見人（供給）のミスマッチを防ぐことができます。
- 介護保険事業計画や高齢者保健福祉計画、地域福祉計画の策定などに絡めて、こうした調査や名簿作成が行うことができるのは、市町村です。

## ⑤市民後見人の支援体制を考える

- これらの像を明確化し、実態を把握したうえで、どのような形で地域の後見ニーズを引き受けるかを、市町村として考える必要があります。
- 市民後見活動が機能するためには、継続的な支援体制を組む必要があります。支援体制の信頼性を高めることが、家庭裁判所との安定的継続的な受任調整につながります。市町村として、家庭裁判所に対する推薦責任を果たすという視点も必要です。社会的認知を得ることで、市民からの後見相談や通報などによる情報提供にもつながります。
- 市民であっても、後見人としての職責は専門職と呼ばれる人と同様です。市民後見人の活動支援のため、後見監督業務を市町村としてどう果たすかも、家庭裁判所に説明する必要があります。
- 支援体制とは、①後見実施機関のあり方、②市民後見人に対する法律や福祉に関する技術的支援のあり方、③関係機関との連携体制の整備、といったことです。たとえば技術的支援といっても、審査委員会を定例開催する場合や、常に技術的相談が可能なように専門職顧問団を組織する等も考えられます。市町村の状況に応じて体制を検討するとよいでしょう。
- 市民後見人に後見業務上の瑕疵があれば、損害賠償責任を負うこともあります。それらも考えあわせて、市町村は後見実施機関の設計等をする必要があります。

## ⑥後見実施機関のあり方

- 『市長村長の後見申立と市民後見人～後見実施機関の創設～』研究会報告書では、後見実施機関による法人後見パターンと、市民後見人による個人後見パターンを紹介しています。大きく分ければ、この2パターンに分けられます。
- どちらのパターンでも、家庭裁判所が成年後見人等の選任責任を有するのに対して、成年後見人等の推薦責任を市町村（と後見実施機関）が有する関係となります。それが老人福祉法32条の2の底意です。
- 後見実施機関のあり方を検討する際、家庭裁判所にも市民後見を始める旨の相談をしたほうがよいでしょう。市町村が市民後見立ち上げの相談に家庭裁判所に行ったら、「個人受任であれば選任しない」と言われたなどは、耳にするところです。市町村や後見実施機関による、市民後見に対するリライアンスが高まれば、おのずとそのような懸念は払拭されるはずです。
- どちらにも一長一短があります。法人後見のメリットとしては、担当者以外の者でも、いざという時すぐに誰かが利用者のところに行ける体制が組めるといったこと

が指摘されます。デメリットとしては、法人ゆえに決定に時間がかかるといったことが指摘されます。かといって個人後見パターンだから迅速に物事が進むわけではありません。

- 後見実施機関のあり方を考えるうえで重要な視点は、①市民後見人にきめ細かな後見サービスをどう提供してもらうかという点、②その監督・支援をどのように行うかという点です。市町村では、市民後見人の支援体制や後見実施機関が機能するために、これを表裏の問題として入念に考え抜く必要があります。
- 日常生活自立支援事業とのシームレスな運営や任意後見契約等も考えると、市町村社会福祉協議会との機能分担も、重要な検討事項となります。当該市町村で考え得る機能分担の姿を検討したうえで、成年後見や市町村長申立との関係を検討する必要があります。
- 地域の後見ニーズの受皿として、社会資源的な制約から、市町村社会福祉協議会で法人後見を受けてもらうしか方途がない等の事情はあります。その場合でも、前述の市民後見人像と成年被後見人像、後見実施機関の機能と業務の洗い出しといった作業は、どの市町村も検討すべき事柄です。

## ⑦後見実施機関が担う機能と業務の洗い出し

- 後見実施機関のあり方を考えるなかで、後見実施機関が担う機能と業務も洗い出す必要があります。
- 『市長村長の後見申立と市民後見人～後見実施機関の創設～』では、後見実施機関を「見守りから後見までを担うワンストップセンターとしての役割」として整理しています。
- その役割の大括りの中味として、①情報入手、②見守り、③相談・通報、④調査、⑤審査、⑥申立手続、⑦後見サービスの提供、⑧後見人材の養成・育成・支援、をあげています。これらをより細分化して、後見実施機関の機能と業務の洗い出しを試みることも一考です。
- すべての機能と業務を後見実施機関が担う必要はありませんが、他の関係機関・者と一連の機能と業務をどう分掌するかは、市町村が後見実施機関のあり方を考えるなかで検討すべき点となります。
- それらを考慮したうえで、後見実施機関と「連携させる業務」を再整理することが考えられます。たとえば「やすらぎ支援員（市町村により名称が異なる）」事業や安心生活創造事業の実施自治体は、見守り機能として連携させることが可能かもしれません。情報入手のファーストタッチ部分は、触手が多いほうがより多くの情報が入手できるので、いろいろな機関と連携させ、その情報が後見実施機関にもたらされる体制を組むなどといった検討が望まれます。

- 後見実施機関が担うべきと思われる機能・業務は、①後見に関する通報を受けて相談を行う、②後見申立の手続きを行う、③審査・手続き・後見サービスの提供といった一連の機能と業務は、後見実施機関の「主たる業務（基幹業務）」といえます。
- 市民後見人の養成も、市町村及び後見実施機関が責任を負う事柄です。他の研修実施機関に委託しても、その後の登録や育成などを見据えて、市町村は市民後見人を支援する必要があります。
- また後見監督人のあり方についても検討しておく必要があります。家庭裁判所との調整が必要となります。

## ⑧後見報酬について

- 市民後見人による報酬付与申立の是非については議論があります。市民後見人に対して報酬付与の申立をしないことを文書で取り交わす自治体もあれば、申立を妨げない自治体もあります。この論点に関しては、法定後見の報酬体系全体を考えるなかで、解決すべきとの指摘があります。
- 後見報酬を決定するのは家庭裁判所です。同等の後見業務を行っても報酬額が異なる現状や、成年被後見人に資産があり、たまたま高額報酬が認められた事例もあります。「報酬の目安」を出している家庭裁判所もあります。
- 市町村としてできることは、たとえば市民後見人1人あたりの受任件数上限や1件あたり報酬額・上限額などを設けて、家庭裁判所等の関係者にも明示し、上限を超えた分に関しては後見実施機関の運営費用とするなどの検討・整理を行うといったことです。

# 4. 後見実施機関設置の検討手法

## ①後見実施機関設置のための合議体を構想する

- 後見実施機関の形を検討する議論は、できるだけ多くの関係機関・者の参集を得て、オープンに行うことが望まれます。
- 市町村は、その検討ための合議体（検討委員会）をつくる必要があります。

## ②社会資源・キーパーソンを把握する

- まず、市町村に「使える社会資源・人材」がどれだけあるかを洗い出す必要があります。たとえば高齢部局が主管課になれば、「障害者の親の会で後見 NPO をつくる意向がある」という情報は、障害部局に聞かなければ分からないかも知れません。行政内部は部局横断的な構成にして、可能な限りの地域情報を集めることが重要です。
- 関係機関として考えられるものとして、いわゆる専門職として後見の仕組みをつくらせている、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会等の団体があります。協力を得られそうな医師や介護・福祉職・事業所などのピックアップも検討要素です。これらの職種の方が地域のどこにどれだけいるのかも把握する必要があります。市民後見人の支援体制を考えるときに必要な情報です。
- 日常生活自立支援事業の実施主体である社会福祉協議会や、介護保険や地域福祉計画の策定に関わる学識経験者や市民委員・民生委員など地域の実情に精通した人材や、障害者の親の会のメンバー、また介護相談員、第三者評価調査員などは介護保険制度等の基礎的素養があります。こうした人材のピックアップも大事です。
- 関係機関に協力を求める場合、誰がキーパーソンかも押さえておく必要があります。こうした社会資源・キーパーソンは、地域では自明のことも多いですが、市町村として地域の意思を汲みあげる体制をつくる目配せが重要です。

## ③協力体制を考える

- 社会資源・キーパーソンの洗い出しが済んだら、後見実施機関設置に関する検討委員会の立ち上げを考えます。
- 協力が得られないということも考えられます。後見実施機関の検討段階では、最初から完璧な協力体制を組むより、合議体自体はオープンに、フレキシブルに臨んだほうがよいともいえます。時宜に応じて必要となる、外部からの協力も得られる体制を検討する必要があります。
- 検討委員会は、後見実施機関設置後も協力を得られるような関係性を構築する意味もあります。後見実施機関設置後も、この検討委員会が核となって、受任事案の審査を行ったり、市民後見人の支援を行うことを想定して協力体制を組みます。

## ④社会資源が不足している場合

- 市町村自前で協力体制を組もうとしても、社会資源等が不足して十全にはいかない場合があります。この場合、隣接する市町村と共同で事業を広域化して行うことが

考えられます。隣接市町村と連携をとりながら、その可能性を検討することになります。

- 都道府県や郡・支庁単位に事業範囲を広げたほうが、実情にあっているのであれば、その検討も必要です。老人福祉法第 32 条の 2 には、都道府県が市町村に対し「助言その他の援助」を行う努力義務があります。
- いきなり大きな枠組みを構想するのではなく、まずは市町村部局や社会福祉協議会に事務局を置いて、市長村長申立事務や日常生活自立支援事業と成年後見制度とのシームレスな連携など、事業運営のノウハウを蓄積し道筋がついたところで、市民後見を展開するといった、段階的な構想を練ることも一考です。

## ⑤合議体の陣容を固める

- このような検討点をふまえて、ピックアップした社会資源・キーパーソンなどから検討委員会の陣容を固めます。
- 関係機関・者や専門家だけで固めるのではなく、先述した介護相談員や第三者評価調査員などの市民後見人候補となる人材も含めるとよいでしょう。
- 検討段階から関わることで、どのような業務が想定されるのかとか、後見案件の見方などを事前に学ぶ機会ともなります。後見実施機関設置後の、市民後見人の養成・育成支援といったことが行いやすくなります。

## ⑥外部の意見も入れる

- 学識経験者なども構成メンバーとする市町村があります。第三者的な立場で「外部の意見」を取り入れるという意味もあります。このような役割を担う構成メンバーも必要といえます。
- 地域で直接的な利害関係をもたないことから、検討委員会の委員長は、学識経験者とする場合が多いようです。

## ⑦合議体の参考例

- 参考までに、『市長村長の後見申立と市民後見人～後見実施機関の創設～』研究会報告書から後見実施機関運営の合議体例を紹介します。
- 品川成年後見センターでは、担当者によるケース会議、部課長によるケース方針決定会議、運営委員会による審議審査と、3段構えの合議体構成となっています。た

例えばケース会議では戸籍調査や親族との調整など、各段階で求められる役割があります。医師・弁護士や学識経験者、民生委員、福祉関係者、区、社会福祉協議会からなる運営委員会は3か月に1回開催し、組織全体の運営に加えて、受任の適否等の判断も行っています。

- 多摩南部成年後見センター（調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市の共同設置）では、法律・医療・福祉などの専門家からなる業務指導委員会を年8回程度開催し、「利用の開始・終了、利用中の処遇に関する必要事項等」を審議指導し、利用者への適切な支援を行っています。
- NPO法人あさがお（大津市）にも、弁護士・司法書士・社会福祉士などからなる支援検討委員会があり、法人の支援内容についてアドバイスを行う仕組みがあります。
- 大阪市成年後見支援センターでは、センターに企画・受任調整を行う会議組織を設けています。弁護士・司法書士・社会福祉士や学識経験者によって構成され、そこに市や社会福祉協議会が参画しています。企画会議、受任調整会議は月2回の定例です。また、組織全体の運営をチェックする機能を、運営委員会（医師・弁護士・司法書士・社会福祉士・学識経験者・市・社協）として設けています。
- 名称や構成メンバーに多少の異同があっても、市民後見を推進していくうえで合議体が果たしていく役割には共通したものがあります。後見実施機関の設置検討にあたっては発想の根底は一緒です。

## 5. 後見実施機関の設置

### ①人員構成・業務量の推計

- これまでの検討を経たうえで、後見実施機関の人員構成を考え、業務量推計を行います。
- 後見実施機関となる法人の、理事長・事務局長、理事や監事の人選を考えます。
- 実質的に必要な構成員として、①後見実施機関の相談業務や市民後見人の支援にあたる人員、②法人の経理や成年被後見人の通帳管理などを行う人員があげられます。後見実施機関が実働するために最低必要です。
- 推計が必要な事項として、①当初想定する受任件数、②市民後見人の同行など支援に係る業務量、③相談業務量、④その他、合議体開催や申立実務に係る作業量、などがあります。

- 『市町村長の後見申立と市民後見人～後見実施機関の創設～』研究会報告書では、後見実施機関から独立した運営協議会の設置を勧めています。後見実施機関設置の検討委員会をスライドすることなどが想定されます。

## ②要綱、定款等の整備

- 後見実施機関となる法人を立ち上げるにあたり、定款等の書類作成が必要です。法人の仕様が固まる段階で、職制や職務規定なども検討する必要があります。
- 運営協議会を設ける場合、市町村が要綱を作成する必要があります。
- 成年後見制度の利用支援条例をつくっている市町村もあります。市民後見推進条例などをつくるのも一考です
- 市民後見を推進する自治体ホームページの条例・要綱検索などから調べることができます。さまざまな条例・要綱等が公開されています。
- 自治体ホームページなどから必要な情報を得て、当該市町村の実情に合わせて作成するとよいでしょう。

## ③市民後見人のマニュアル等の作成

- 市町村・後見実施機関で、市民後見人向けのマニュアルや、後見活動日誌や金銭出納帳等の書式を作成しておくことも重要です。
- マニュアルといっても最初から大部なものを作成するのは困難です。当該市町村が市民後見人に求める活動やその際の留意点などをまとめておく必要はあるでしょう。後見業務や相談内容の知見が深まったところで、加除を行ったり、毎年の相談内容を報告書としてまとめ、関係者間で共有するなどが考えられます。
- 活動日誌や金銭出納帳などの、市民後見人が使用する書式は統一したほうがいいでしょう。特に金銭管理面では、通帳と金銭出納帳と証憑書類とが、比較チェックできるよう整理する工夫が必要です。

## ④保険

- 市民後見人活動時の不慮の事故に備えて、保険加入を考える必要があります。都道府県社会福祉協議会が行う、ボランティア保険に加入することが多いようです。

- 成年被後見人に損害を与えてしまった場合に備え、後見保険も考える必要があります。損害保険会社に設計を依頼している自治体もあります。

## ⑤財源

- 後見報酬や広報事業に係る助成として、成年後見制度利用支援事業があります。
- 現行制度上、後見実施機関の運営に係る経費は、市町村が単独で見込むこととなります。

## 6. 市民後見の意義

- 上記のような課題をクリアした先にある、市町村が市民後見を推進する意義とは何なのでしょうか。
- 成年後見人を親族後見人－専門職後見人という2類型で捉えられていることは否定できません。たしかに、禁治産・準禁治産宣告時代は、この2類型で事足りていたといえます。
- 本人との関係において捉える「第三者」後見人という枠組で見れば、専門職後見人も市民後見人も第三者による後見です。ただし市民後見人は、親族後見人とも専門職後見人とも立脚点が異なります。
- 言葉の来歴から考えると、親族－専門職という2類型から、本人との親族関係をもたない第三者後見人のパターンが出現してきているという捉え方だけでは、現実をうまく把捉できないといえます。
- この文脈の延長線上でいわれるのが、増加が見込まれる成年後見ニーズを、人材が限られる専門職後見人と呼ばれる人たちだけでは支え切れない、だから市民後見人を養成していくのだといった見方です。しかし、不足を補うために市民後見人が存在するわけではありません。
- 市民後見人はそのどちらでもない、「第三の道」を切り拓いていく新たな領域であるという認識が必要です。「市民後見こそが本来の後見」ともいえます。
- 市民後見人の存在によって成年後見を必要とする人たちを支えるための、新たな成年後見の仕組みを市町村ごとにつくる時代が到来したという、大局的な時代認識も必要です。
- 後見等を必要とする人は判断能力が十分ではありません。地域で生活していても、施設等に入所していても、周囲からは疎外された環境におかれがちにならざるを得

ません。場合によっては親族等から虐待を受けている場合もあります。

- そこへ市民後見人の存在によって、判断能力が低下したとしても社会参画への契機を提供することによる、副次的な効果が期待されます。そのような効果をはらんだ市民後見人の育成・市民後見活動の支援を、市町村は行う必要があります。
- その活動に「市民」の立場に関わることによって、市民後見人が「市民後見人になってよかった」という達成感を得られるよう、市町村は留意する必要があります。それが市民後見人の活動を継続させる原動力になり、また新たな市民後見人材を巻き込む契機ともなります。地域社会の循環システムとして、市民後見を捉えなくてはなりません。
- 市民後見人に重責を担わせて、受任とともに何の支援も得られない体制では事業の継続は困難です。老人福祉法第 32 条の 2 に書かれた、市町村による「育成」「活用」が重要な理由がここにあります。市民後見推進の要諦は、ここにあるといっても過言ではありません。
- こうした不断の活動が、結果として、認知症の人や知的障害者、精神障害者への理解や、成年後見制度に対する理解へとつながります。ひいては市町村の地域福祉が推進される効果ももたらすわけです。そのことも市民後見の意義のひとつの指摘があります。
- 市町村としては、福祉分野の一課題というより、むしろより広い行政課題として捉えたほうがよい側面があります。市民後見人を育成・活用し、市民後見を推進することの意義は、行政の立場からみれば、新たな地域社会の結びつきを築き、それにより地域のブランド力を高めるといった、まちづくりとかコミュニティデザインの発想で捉えることでも、効果が期待できる分野です。市町村で「後見等に係る体制の整備」を進めていくうえでは、幅広い視野を携えたうえで市民後見を捉えたほうがよいといえます。

## 7. 何のために市民後見を推進するのか

- 市民後見の意義や、市民後見の推進における市町村や都道府県の役割の重要性は、行政担当者にとってはある意味自明のことです。
- 老人福祉法改正により、市民後見をするうえでの法的根拠（第 32 条の 2）が生まれたことで、「いままで以上に活動しやすくなった」ことはたしかです。
- ただ、市町村がゼロから、同法に書かれた「後見等の体制の整備」を行うことは容易ではありません。市民後見の意義を理解し、市町村内のリソースなどを見極めたうえで、関係機関とともに諸課題をクリアしていきながら、体制整備を進めていかなければならないからです。市民後見の推進に積極的な市町村でも、「二の足を踏

まざるを得ない」というところもあります。

- 今回、法改正が行われた背景には、成年後見制度施行 10 余年が経過しても、制度利用や市町村長申立権の活用などの取組が、市町村において広がっていないという現状認識があります。
- また、市町村職員に成年後見制度への理解が深まっていない現状も指摘されています。だから地域の成年後見ニーズも捉えることができない。結果として成年後見制度の利・活用にも繋がらないという悪循環があります。
- 現状を打開するためには、まず市町村職員自身が成年後見制度をよく知ることが重要です。とりわけ市民後見を理解することで、市民後見人像や対象者像を明確に把握できるようになります。
- 成年後見制度の場合、利用者の判断能力の如何に加えて、本人の資力や親族関係など目に見えない要件も考慮されます。単純な比較はできませんが、より成年後見制度が浸透していけば、このような経験知的蓄積もなされるはずで、そのような蓄積がすでに進んでいると思われる地域もあります。
- 老人福祉法第 32 条の 2 が新設された底意には、市町村責務として成年後見制度利用の仕組みを構築する、市町村の主体的な取組が求められます。
- 地域のなかで判断能力が衰えてきた人を、地域の人が市民後見人となり支えるという実質的支援の側面だけではなく、この仕組みを活用して新たな地域社会の結びつきを築く契機をはらむものであることを願います。



## 【参考資料】

# 市民後見人養成のための基本カリキュラム

**合計 50 単位 = 39 単位(講義・実務・演習) + 11 単位(体験学習+レポート作成)**

**補講を行う場合 52 単位** ※1 単位=60 分

## 基礎研修 21 単位 / 1260 分

### ◆市民後見概論 3 単位 / 180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論	3 単位	180 分

### ◆対象者理解 4.5 単位 / 270 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	対象者理解	高齢者・認知症の理解	2.5 単位	150 分
3		障害者の理解	2 単位	120 分

### ◆成年後見制度の基礎 4 単位 / 240 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
4	成年後見制度の基礎 ※どこかで消費者保護	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
5		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1 単位	60 分
6		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5 単位	30 分
7		成年後見制度と市町村責任	0.5 単位	30 分
8		地域福祉・権利擁護の理念 / 日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業	0.5 単位	30 分

### ◆民法の基礎 2 単位 / 120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
9	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
10		財産法	1 単位	60 分

### ◆関係制度・法律(当該市町村・地域の取組現状) 5.5 単位 / 330 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
11	関係制度・法律 (当該市町村・地域の取組現状)  ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること	介護保険制度	1.5 単位	90 分
12		高齢者施策 / 高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
13		障害者施策 / 障害者虐待防止法	1 単位	60 分
14		成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	1.5 単位	90 分
15		税務申告制度 等	0.5 単位	30 分

### ◆市民後見活動の実際 2 単位 / 120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
16	市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動 に対するサポート体制	1 単位	60 分
17		現役市民後見人による実践報告	1 単位	60 分

## 実践研修 29(31 補講)単位／1080(1200 補講)分+ α(体験実習・レポート作成)

### ◆対人援助の基礎 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
18	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2 単位	120 分

### ◆体験実習(フィールドワーク) 8 単位／1日半+30 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
19	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5 単位	30 分
20	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5 単位	約半日
21	体験実習③	施設実習	5 単位	約 1 日

### ◆家庭裁判所の役割(いずれか選択) 1.5 単位／90 分 or 約半日

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
22	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5 単位	90 分
23	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5 単位	約半日

### ◆成年後見の実務 9.5 単位／570 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	成年後見の実務①	申立書類の作成	2 単位	120 分
25	成年後見の実務②	財産目録の作成	1.5 単位	90 分
26	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成	1.5 単位	90 分
27	成年後見の実務④	報告書の作成	1.5 単位	90 分
28	成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務	1.5 単位	90 分
29	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き／死後事務	1.5 単位	90 分

### ◆課題演習(グループワーク) 5 単位／300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	課題演習	事例報告と検討	5 単位	300 分

### ◆レポート作成 3 単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
31	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	—	—
32	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2 単位	—
33	レポート作成③	市民後見人像	1 単位	—

### ◆補講 当該市町村・地域の現状 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
34	当該市町村・地域の現状 (2 単位／120 分) ※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略 ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
35		障害者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
36		地域福祉への取組状況	0.5 単位	30 分
37		社会資源	0.5 単位	30 分

# 【市民後見人養成のための基本カリキュラム】

## 講義の要点

### ◆「講義の要点」作成の目的

- 研究会、ワーキンググループにおいて「市民後見人養成のための基本カリキュラム案」の検討を行った。その議論の中味については、本報告の本編に掲載している。
- その検討の過程において、①なぜ市民後見人を養成するのか、②そこで何を学ぶのか、③それをどのように学ぶのかといった、学校教育現場でいうところの「シラバス」的な内容を提示する必要があるのではないかという指摘があった。それらをなぜ学ばなければいけないのかを理解し、その理解のうえで何をどのように学ぶのかを示されなければ、提示されたカリキュラムの意図を汲むことはできず、よって研修効果も薄れてしまうからである。
- そのため本稿では、「市民後見人養成のための基本カリキュラム」で示された個々の科目について、既存の市民後見人養成研修の講義内容などを参照し、その学習内容や学習によってどのような資質・能力を身につけるのか(到達目標)といった事項をまとめた。本来のシラバスでは、これらに加えて「評価をどのようにおこなうか」という記載が必要となるが、これについては本稿作成の目的とは逸れるので割愛した。
- あくまで本稿は、現時点における暫定とりまとめとしての意味合いのものである。そのため標題も、シラバスとか講義要項といった固有の名称ではなく、「講義の要点」という一般化した名称で提示している。
- これらをひとつの批判軸として示すことにより、市民後見人を養成しようとする市町村や都道府県の参考に供したり、市民後見人になりたいと思われた方に対してより主体的意欲的な研鑽を誘引したりすることを目的としている。

### 【註】「単位」の考え方

- \* 学校教育現場では、一般的に約1時間の授業を1学期15週続けることを1単位としている。企業研修(1日8時間勤務)などでは、2日間の講義がほぼ1単位に相当する。
- \* これを「15時間」と呼ばずに単位として示す理由は、休憩時間を除いた講義の正味時間をどの程度にするのかについて、柔軟性を許容するためである。
- \* 例えば実験等は効果が高い代わりに効率が低いことが多い。これを考慮して、実験の2時間または3時間を講義1時間に換算するのが原則となっている。
- \* こうした考え方を参考として、本稿では比較の容易さを考えて1時間を1単位としている。研修カリキュラムを組むにあたっては時間を基本としているが、体験学習や見学、レポート作成などの場合は時間換算が困難であり、単位で示したほうが分かりやすい面もある。こうしたことから時間と単位の併記を行っている。

## 1 「市民後見人」を養成する目的について

(市民後見人の定義)

○市民後見人養成研修の目的は、文字通り市民後見人を養成することである。しかし、「市民後見人」という言葉に対して各人が抱くイメージは一律ではない。「市民後見人の定義」が現在のところないからである。これについては市民後見推進事業などを契機として、今後いくつかの市民後見人モデルや考え方が析出されてくると考えられる。

○つまり、これから市民後見が社会に定着化していく現在において、市民後見人の定義づけをすることは困難であり、強いて定義することでその意味を限定してしまうことは、あまり生産的ではないものと考えられる。

○とはいえ、何らかの定義に基づかないと本報告で示したカリキュラム案の実効性が薄れることも事実である。そこで、本稿における「市民後見人」については、今次の介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律(平成23年6月22日公布)によって新設された老人福祉法第32条の2(後見等に係る体制の整備等)により規定されている、市町村が「後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため」に「研修の実施」によって「育成」される「人材」のことを「市民後見人」として想定している(本編参照)。ただし、それ以外のパターンとして存在するであろう市民後見のあり方を否定するものではないこともあわせて申し添える。

(研修の目的)

○今後、市町村による「育成及び活用」の担保を受けた市民後見人材が多数輩出されていくことで、そこには成年後見制度や老人福祉法といった法的根拠も伴う、地域の人を地域の人が支える仕組みの活動軸がより明確に現出してくるであろう。

○これにともない地域社会のあり様も変化してくることが予想される。その先には、日本の公的後見への筋道への光明がみえてくることと思う。

○こうした視野に立ったうえで、市町村が成年後見制度や市町村長申立権等を積極的に活用し、地域の人を地域の人が支える仕組みを構築していくことに資するため、「市民後見人」を養成していくことを目的とする。

## 2 市民後見人を養成する研修により、受講者に習得していただきたいもの

○本報告では「市民後見人養成研修の内容として…最低限担保すべきカリキュラム内容」を示した。

またロボット図の比喻を用いて、提示したカリキュラムを受講することにより描き出される市民後見人像を【参考】として示した。しかし、これはあくまでカリキュラムとして担保すべきものについての言及である。

○この研修を受講したことにより、受講者が市民後見人としてどのような素養を備えることを期待するかについて、具体的到達目標を示す必要がある。

○これらについては、市民後見人としての活動に向けて必要となる、

①「必要な基礎知識・技術」

②「社会規範」

③「倫理性」

の3点について受講者の理解が得られることを、研修の具体的到達目標として期待する。

○成年後見人には成年後見制度や関係法規等への知識が要求される。市民後見人として活動するにあたり、最低限知っておかなくてはならない必要な知識・技術は、市民後見人として活用できる程度には習得していることが望まれる。

○そのうえで「誰のためにまた何のために市民後見人として活動するのか」についての社会規範を、研修終了時には受講者共通の初志として備えていることが求められる。社会的な行動の規範がなければ、知識・技術も正しく行使できない。社会規範が、上記した研修の目的さらには社会性に反したものであってはならない。

○また高い倫理的裏づけがなくてはならない。この場合の倫理的裏づけとは、たとえば市民後見人として「できること」と「できないこと」、「すべきこと」と「してはいけないこと」を自制する分別があるかどうか、ということである。あるいはまた自分では分別がつかねることを「分からない」と言明する分別があるかどうか、ということである。

○このため少なくとも以上3点については、市民後見人の養成にあたり受講者の習得目標として担保されている必要があると思われる。

○それ以外の不足部分、たとえば応用的な知識・技術及び経験といった点は、市町村における「育成及び活用」の担保があれば、研修後にその研鑽が保証されるはずである。またそのような実践において培われた知識・技術及び経験なくしては、活動も半減する。いくら研修を重ねてもやはり実践に勝るものはない。そのため本報告では、「市民後見人養成研修の内容として…最低限担保すべきカリキュラム内容」として提示しているわけである。

### 3 市民後見人養成のための基本カリキュラム案の概要

○基本カリキュラム案では基礎研修と実践研修の2本立てとなっている。基礎研修は、講義形式を中心とした座学が中心である。それに対し実践研修は、体験実習（フィールドワーク）・課題演習（グループワーク）・書類作成等の実務・家庭裁判所見学等の、より実践的な研修内容となっている。すでに市民後見人養成に取り組まれている市町村の先進事例などを参考に、このような構成立てを採用した。

○基本カリキュラム案では、実際に市民後見人になる人を受講対象として想定してはいるが、既存の市民後見人養成研修の現場では、市民後見人養成研修を受講してみたが、「自分にはできない」と途中でリタイアされる方がでてくることも現実として指摘されている。基礎研修の後に受講者に対して「本当に市民後見人になるつもりがあるかどうか」の意向確認を行っている自治体も存在する。このような実態もふまえ、研修スキームのなかにこれを担保できるように配慮した。

※また、現行の予算フレーム（成年後見制度利用支援事業）では研修にかかる経費を落とせないことから、基礎研修を広く一般市民を対象とした成年後見制度にかかる普及・広報事業として整理したうえで、予算措置している市町村側の事情もある。

○また各研修テーマ・科目についてあらためては述べてはいないが、どの研修テーマ・科目についても、研修目的である「市町村が成年後見制度や市町村長申立権等を積極的に活用し、地域の人を地域の人が支える仕組みを構築していくことに資するため、『市民後見人』を養成」という前提のうえでの講義であり、実務であり、課題演習である。研修を実際に行うにあたっては、この点についてご留意願いたい。

○たとえば、民法ひとつとっても総則・物権・債権・親族・相続などと専門領域は分かれ、それぞれに専門家がいる。関係制度についてもしかりである。市民後見人の養成研修では、こういった各領域における専門知識を習得することが目的ではないし、習得し得るものでもない。あくまで市民後見人としての活動を始めるうえでの、法律や制度等に対する基礎的理解を得ることが主眼となる。そのことが市民後見人として活動を始めるうえでの動機づけを、より強くするものでなければならない。この前提をふまえて市民後見人の養成に取り組んでいただきたい。

# 基礎研修（21 単位／1260 分）

## 市民後見人概論

到達目標：①市民後見人としての行動規範・倫理を理解する / ②市民後見人の職務・役割を理解する / ③職務上の諸課題をおさえる

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
市民後見概論	市民後見概論	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民後見が生まれてきた背景</li> <li>②市民後見人への期待</li> <li>③市民後見人としての社会規範・倫理性               <ul style="list-style-type: none"> <li>・尊厳の保持</li> <li>・本人支援の視点</li> </ul> </li> <li>④市民後見人の職務と役割               <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産管理：具体的業務と求められる役割</li> <li>・身上監護：具体的業務と求められる役割</li> </ul> </li> <li>⑤支援の実際／後見業務の代表的諸課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療同意</li> <li>・死後事務</li> <li>・身元保証人との違い</li> </ul> </li> <li>⑥親族後見について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の役割と市民後見人のスタンス</li> </ul> </li> <li>⑦金融機関との関係</li> <li>⑧市町村長申立</li> <li>⑨法人後見と個人後見               <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見型の基本的考え方</li> <li>・個人後見型の基本的考え方</li> <li>・それぞれの場合のリスクマネジメント</li> </ul> </li> <li>⑩後見手法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数後見等の多様な後見手法</li> </ul> </li> <li>⑪受任の調整（マッチング）について （市民後見人と後見を必要な人のリスト化）</li> <li>⑫地域支援の仕組みをどうつくるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民後見人としての社会規範・倫理性を深く理解する。</li> <li>②市民後見人としての具体的職務とその役割、翻って市民後見人としては行わないことを深く理解する。</li> <li>③市民後見人としての活動に際し直面することになる課題についてふれる。</li> <li>④親族後見についての知見を得る。</li> <li>⑤市町村が市民後見を行うことの意義を理解する。</li> </ul>	3 単位	180 分	市町村成年後見部担当者 後見実施機関担当者 学識経験者

## 対象者理解

到達目標： ①成年後見を必要とする方の疾患やその特性を理解する／②本人及び家族への接し方・基本的態度を理解する

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
対象者理解	高齢者の理解・ 認知症の理解	<p>【高齢者の理解】</p> <p>①「老いる」とは ②老化はなぜ起こるのか ③心身・知覚機能への変化 ④生活機能とは何か ⑤多く見られる疾患と障害</p> <p>【認知症の理解】</p> <p>①認知症者を中心とした高齢者の状況 ②認知症の医学的基礎知識、主な薬 ③認知症者の特性と接するうえでの基本的態度 ④家族への接し方 ⑤認知症者が地域で安心して生活するためにできること ⑥診断書と鑑定書</p>	<p>認知症や知的障害・精神障害に関する医学的知識、接するうえでの心構えを学ぶ。</p> <p>そのうえで、これら支援を必要とする方々が、地域で安心して生活するために何が出来るかを講義を通じて考える。</p>	2.5 単位	150 分	医師、医療関係者、社会福祉士等
	障害者の理解	<p>①障害者をめぐる状況 ②障害に関する医学的基礎知識 ③障害者の特性と接するうえでの基本的態度 ④家族への接し方 ⑤障害者が地域で安心して生活するためにできること ⑥診断書と鑑定書</p>		2 単位	120 分	医師、医療関係者、社会福祉士等 障害者支援事業所・圏域コーディネーター

## 成年後見制度の基礎

到達目標： 市民後見活動において必備すべき、成年後見制度等に関する基礎的理解を得る

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	①成年後見制度化の趣旨と背景 ②成年後見制度の目的・基本理念 ③制度活用の必要性、今後の課題	成年後見制度が生まれた背景・趣旨及びその理念を理解する。	1.5 単位	90 分	弁護士、司法書士、学識経験者
	成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	①後見・保佐・補助、各類型の違い ②対象者について ③申立権者について ③代理権、取消権 ・代理の範囲・取消の範囲・活用方法 ④同意権 ⑤財産管理 ・財産管理に関する事務 ⑥身上監護 ・身上監護に関する事務 ⑦専門職後見人の役割・職務 ⑧後見報酬	市民後見人としての活動に際し必要となる、法定後見制度についての制度的理解を得る。	1 単位	60 分	弁護士、司法書士、学識経験者
	成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	①制度の概要 ②任意後見契約の締結 ③任意後見契約の開始 ④老後の生活設計としての活用法。	市民後見人としての活動に際し必要となる、任意後見制度についての制度的理解を得る。	0.5 単位	30 分	弁護士、司法書士、学識経験者
	成年後見制度と市町村責任	①成年後見制度と市町村の責任 ・市町村長申立 ・老人福祉法第 32 条 ・トータルコーディネーターとしての市町村の役割 ②社会福祉協議会の役割 ③市民後見 N P O の役割 ④地域包括支援センターとの関係 ⑤障害者関連機関との関係 ⑥消費者被害の実態と消費生活センターの役割	市町村長申立を軸とした後見等業務の適正実施について、市町村の果たすべき役割とその責任を学ぶ。	0.5 単位	30 分	市町村成年後見部局担当者
地域福祉・権利擁護の理念 ／日常生活自立支援事業・ 成年後見制度利用支援事業	①地域福祉・権利擁護の理念と成年後見制度 【日常生活自立支援事業】 ①日常生活自立支援事業の概要・実務 ②専門員・生活支援員の立場と役割 ③成年後見制度との関係 【成年後見制度利用支援事業】 ①成年後見制度利用支援事業の概要	①地域福祉・権利擁護の理念を踏まえた、市民後見のあり方を学ぶ。 ②市民後見を支える、日常生活自立支援事業や成年後見利用支援事業などの事業フレームを学ぶ。	0.5 単位	30 分	市町村成年後見部局担当者、市町村社会福祉協議会担当者	

## 民法の基礎

到達目標： 市民後見活動において必備すべき、民法に関する基礎的理解を得る

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
民法の基礎	家族法	①家族法の基礎知識 ・親族、婚姻、離婚、扶養、未成年後見 ②支援のための契約・遺言・相続等に関する基本的理解。成年後見制度との関係 ③公正証書遺言 ・公証人の業務と後見人が揃えるべき書類	市民後見人としての活動に際し必要となる、家族法の基礎的素養にふれる。	1単位	60分	弁護士、司法書士、学識経験者
	財産法	①財産法の基礎知識 ②法律行為の概要 ③時効・物権・債権	市民後見人としての活動に際し必要となる、家族法の基礎的素養にふれる。  ※このコマで消費者被害の実態や消費者センターに言及してもよい。	1単位	60分	弁護士、司法書士、学識経験者

## 関係制度・法律

到達目標：市民後見活動において関係する諸制度・法律についての基礎的理解を得る

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
関係制度・法律	介護保険制度	①介護保険制度の概要 ②介護保険の施設・居住系サービス ③介護保険サービスと後見実務の関係、その実際 ④地域包括支援センター ④地域支援事業	介護保険制度の理念やサービスの概要等を、成年後見制度との関わりのなかで理解する。	1.5 単位	90 分	市町村介護保険部局担当者、学識経験者
	高齢者施策 ／高齢者虐待防止法	①介護保険外の福祉サービス ②福祉サービスと生活保護 ③高齢者の住まい政策、公的住宅  【高齢者虐待防止法】 ①高齢者虐待防止法の理解と対応  cf. 親族の年金使い込みへの問題意識など	①後見業務のうえで関係してくる高齢者施策について、その理念や現状といった概要を、成年後見制度との関わりのなかで理解する。 ②高齢者虐待の実態と問題意識を学びとる。	1 単位	60 分	市町村高齢者部局担当者、学識経験者
	障害者施策 ／障害者虐待防止法	①障害者制度の概要 ②障害者自立支援法について ③障害者に関する法律 ・障害者基本法 ・身体障害者福祉法 ・知的障害者福祉法 ・精神保健福祉法  【障害者虐待防止法】 ①障害者虐待防止法の理解と対応	①後見業務のうえで関係してくる障害者施策について、その理念や現状といった概要を、成年後見制度との関わりのなかで理解する。 ②障害者虐待の実態と問題意識を学びとる。	1 単位	60 分	市町村障害部局担当者、学識経験者
	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	【生活保護制度】 ①生活保護制度の概要 ②生活保護の現状 ③生活保護の活用（申立手続） 【健康保険制度】 ①健康保険制度、後期高齢者医療制度の概要 ・健康保険の種類 ・対象要件 ・医療扶助 【年金制度】 ①年金制度の概要 ・年金の種類 ・受給要件 ②国民年金法 ・障害基礎年金	後見業務のうえで関係してくる諸制度について、その理念や現状といった概要を、成年後見制度との関わりのなかで理解する。	1.5 単位	90 分	市町村当該担当部局担当者、学識経験者
	税務申告制度 等	①所得税申告について	税制改革との関係で、どういいう留意が必要なのかを理解する。	0.5 単位	30 分	税理士、税務署、学識経験者

## 市民後見人活動の実際

到達目標：①市民後見活動に実際に関わる人たちの話を聞くことで、市民後見人としての活動の素養を得る。／ ②市民後見人となるべく動機づけを高める。

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見後見活動に対するサポート体制	①当該市町村の成年後見制度利用支援の仕組み ②後見実施機関を中心とした組織体制（関係機関・関係者との連携の仕組み） ・市民後見人へのサポート ③後見実施機関の実務 ④現況課題  ※後見実施機関を未設置の市町村等の場合、近隣の既設置機関担当者等の講義で代替可	後見実施担当者から直接、当該市町村・地域の後見実施機関の体制や現実課題を聞くことで、より実践に向けた市民後見人としての素養を養い、動機を高める。	1単位	60分	後見実施機関担当者
	現役市民後見人による実践報告	①後見業務の実践事例報告 ・後見人として行っている支援、後見業務 ・本人の生活状況・課題と感じていること ②参加者との質疑応答（疑問や不安に答える）  ※市民後見人未養成の市町村等では専門職または生活支援員等の実践報告で代替可	現役市民後見人から直接、実際に行っている支援や直面する課題を聞くことで、より実践に向けた市民後見人としての素養を養い、動機を高める。	1単位	60分	後見実施機関所属の市民後見人

# 実践研修（29（31補講）単位／1080（1200補講）分+11単位（体験実習・レポート作成））

## 対人援助の基礎（2単位／120分）

到達目標： 他人を援助することの意味、対人援助の理念を理解する

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
対人援助の基礎	対人援助の基礎	①模擬面接、ペアワーク等を通じて、対人援助のコミュニケーション技術を学ぶ ②自己覚知 ③傾聴と共感	社会福祉援助技術論等の知的蓄積などをふまえて、対人援助の理念等に関する基礎的理解を養う。	2単位	120分	心理学系、社会福祉系学識経験者等／PSW

## 体験実習（フィールドワーク）（8単位／1日半程度+30分）

到達目標： ①体験実習を通じて実際に後見等を必要とする人たちの状態像を肌身感覚としてつかむ／②後見業務や施設介護等の実際を理解する

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
体験実習①	体験実習についての留意点	①各体験実習についての留意点を説明  ※要日程調整 ※受講者への誓約書等が必要	体験実習により知り得た事実を口外しない、介護行為は行わないことなど、実習事前に受講生に対する諸注意を行う。	0.5単位	30分	後見実施機関担当者
体験実習②	後見人の後見業務同行	①利用者宅への訪問へ同行・身上監護に同行 1日	①実際に被後見人等の自宅に訪問することで、生活実態なども含めた状態像を体感する。 ②実際に後見人が活動する姿を見ることで、実践感覚を養う。	半日 (2.5単位)	—	—
体験実習③	施設実習	①対象者への接し方等について、具体的に実地研修する  ※介護にあたる行為は行わない	①実際に施設介護等の実際を見聞することで、介護を必要とする方の状態像を体感する。 ②施設職員の姿や後見人が施設利用者に接する姿を見ることで、実践感覚を養う。	1日 (5単位)	—	—

## 家庭裁判所の役割（いずれか選択）（1.5 単位／90 分）

到達目標： 家庭裁判所の役割を理解する

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	①家庭裁判所における後見担当部局の概要 ・裁判官、調査官、書記官の各役割 ②家事裁判手続きについての理解	家庭裁判所による講義または家庭裁判所への見学によって、身近な存在として家庭裁判所の役割を理解する。	1.5 単位	90 分	家庭裁判所
家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	①市民後見人としての活動に資する、家庭裁判所の仕事を具体的実際的に見聞する ②意見交換（成年後見制度・後見人に望むこと等）  ※研修を実施する市町村等は、見学の目的を明確に伝え、事前に家庭裁判所との調整を行うこと。  ※見学の具体的な内容として、たとえば家庭裁判所の家事相談窓口に寄せられる相談の実際や対応、後見人選任の際どのような点を見極めて決めているのかといった、市民後見人の活動に資する内容等が考えられる。		1.5 単位	半日	家庭裁判所

### 家庭裁判所と市町村の連携を円滑に行うために 家庭裁判所に講義・見学を依頼する際の留意点

- ※ 講義と見学のいずれを選択するかについては、家庭裁判所の規模や受入の負担、研修の参加人数、頻度等を考慮しつつ、事前に家庭裁判所と十分に調整した上で決定するようお願いします。
- ※ 家庭裁判所の支部・出張所は、人的・施設的な制約から講義又は見学の受入が困難であるため、講義・見学の打診は家庭裁判所の本庁に対して行うようにしてください。
- ※ 家庭裁判所の負担に配慮し、講義又は見学については、他の市町村と共同で行うことを視野に入れつつ、都道府県とも調整するようお願いします。

## 成年後見の実務（9.5 単位／570 分）

到達目標： ①書類作成等の実務をひと通り経験する／②その経験を通じてなぜ一連の作成業務等が必要なのかを理解する

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
実務①	申立手続書類の作成	①申立書を実際に作成してみるにより実務を学ぶ ②補助・補佐の場合 代理行為目録（代理権の内容確認）の作成 ③補助の場合 同意行為目録（同意権の内容確認）の作成	実務における学習の目的は、書類作成の技術の習得が第一義ではない。  市民後見人として、申立から終了報告等までどういう書類作成等が必要になり、相続人等への引き継ぎに際してどういう報告が必要になってくるのかをまずおさえることが必要である。	2 単位	120 分	後見実施機関担当者
実務②	財産目録の作成	①なぜ財産目録を作成するのかの理解 ②財産目録を実際に作成してみるにより実務を学ぶ ③財産管理の実務・知識 （就任時と終了時の手続き、財産管理の方法と事務内容）	翻って、市民後見人として常日頃から①何に気をつけて、②どういった書類を作成しておかなければいけないかを理解する。	1.5 単位	90 分	後見実施機関担当者
実務③	後見計画・収支予定表の作成	①後見計画・収支予定表を実際に作成してみるにより実務を学ぶ ②身上監護の実務・知識 （事実行為との違い、サービス確保、医療同意等の諸課題など）	その理解のうえで、書類作成等の実務やその技術面にかかる認識を、あらためておさえる。	1.5 単位	90 分	後見実施機関担当者
実務④	報告書の作成	①家庭裁判所に提出する報告書を作成して見るにより実務を学ぶ ②事務終了時に備え、どういう記録をとっていくかを学ぶ。Cf.様式化		1.5 単位	90 分	後見実施機関担当者
実務⑤	後見付与申立の実務	①後見報酬付与の申立書を実際に作成して見るにより実務を学ぶ		1.5 単位	90 分	後見実施機関担当者
実務⑥	後見事務終了時の手続き ／死後事務	①後見事務終了報告書作成 ②後見の計算(財産目録作成) ③後見終了の登記申請について ④報酬付与の審判申立について ⑤財産の引き継ぎ（権利者への引き渡し） ⑥死後事務の課題		1.5 単位	90 分	後見実施機関担当者

## 課題演習（グループワーク）（5単位／300分）

到達目標： グループワークを通じて、自己の価値観を相対化することの意味をおさえる

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
課題演習①	事例報告と検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>①専門職後見人等から、実際の後見業務の事例について学ぶ</li> <li>②各事例を通じ、根底にある法律問題に気づく ex. 親族や近隣からの権利侵害がある事例 多問題家族の事例</li> <li>③受任後の後見事務・後見計画（課題を関係機関、社会資源にどうつなげるか）をグループワークにより検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①グループワークを通じて、各人が異なる意見を交換するなかで、自己の価値観を相対化し、意見をひとつまとめる経験知を養う。</li> <li>②その作業を通じて、独善によらず、成年後見人等としての対応を考える訓練をおこなう。</li> </ul>	5単位	300分	専門職後見人、後見実施機関担当者

## レポート作成（3単位）

到達目標： 各レポート作成時点において、自己の研修成果等をふりかえり、自分の言葉としてまとめる

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
レポート作成① (事前課題)	志望動機書(エントリーシート)	①志望動機を A4 レポート用紙 1 枚程度にまとめる ②研修受講前の事前選考・面接等に使用	研修を受講するにあたり、志望理由「なぜ市民後見人になりたいのか」を、自らの言葉としてまとめる。	—	—	—
レポート作成②	体験実習の報告書作成	①体験実習（フィールドワーク）で学んだことを、実習ごとに A4 レポート用紙 1 枚程度に報告書としてまとめる	体験実習終了後、体験した内容、体験して感じたこと、そのことについての考察等を、自らの言葉としてまとめる。	2 単位 (各 1 単位)	—	—
レポート作成③	市民後見人像	①研修全日程終了後、みずから思い描く市民後見人像を書いてもらう ②バンク登録時の事前選考・面接等に使用	研修を受講後、「どんな市民後見人になりたいのか」を、自らの言葉としてまとめる。	1 単位	—	—

## 補講 当該市町村・地域の現状（2単位）

到達目標： ①当該市町村・地域の制度施行状況をおさえる／②当該市町村・地域の社会資源と市民後見人としての活動との関わりを理解する

研修テーマ	科目	主たる学習内容等	学習の意図・目的	単位	時間	想定される講師
当該市町村 ・地域の現状	介護保険・高齢者施策への取組状況	①当該市町村の高齢者福祉の取組状況 ②介護保険サービスの整備・利用状況	基礎研修による制度理解を前提として、当該市町村・地域の施行状況を学ぶ	0.5単位	30分	市町村介護保険部局担当者
	障害者施策への取組状況	①当該市町村の障害者福祉（知的・精神）の取組状況 ②障害福祉サービスの整備・利用状況		0.5単位	30分	市町村障害部局担当者
	地域福祉への取組状況	①当該市町村の地域福祉の取組現状 ・地域福祉計画 ②地域への市民参画状況について		0.5単位	30分	市町村地域福祉部局担当者
	社会資源	<b>【関係機関】</b> ①市町村担当課 ②社会福祉協議会 ③地域包括支援センター ④障害者関連機関 ⑤消費生活センター ⑥家庭裁判所 <b>【人材】</b> ①生活支援員 ②民生委員 ③介護相談員 …などについて	社会資源は当該市町村・地域により異なる。そのことを理解したうえで、①当該市町村・地域の社会資源にどのようなものがあるか、②市民後見人としての活動のなかでどう関係してくるのか、を学ぶ	0.5単位	30分	市町村地域福祉部局担当者、 後見実施機関担当者

## 介護と連動する市民後見研究会 名簿

氏 名	肩 書
新井 誠	中央大学法学部 教授 / 筑波大学 名誉教授
池田 省三	特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク 研究主幹
泉 房穂	兵庫県明石市 市長
大森 彌	東京大学 名誉教授 (座長)
小池 信行	財団法人 民事法務協会 顧問
齋藤 修一	品川成年後見センター 所長
高村 浩	高村 浩法律事務所 所長
堀田 力	公益財団法人 さわやか福祉財団 理事長
松崎 秀樹	千葉県浦安市 市長
森 貞述	介護相談・地域づくり連絡会 代表 / 前愛知県高浜市 市長

### ■オブザーバー

宮島 俊彦	厚生労働省老健局 局長
勝又 浜子	厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室 室長
田中 一裕	厚生労働省老健局高齢者支援課(併)認知症・虐待防止対策推進室 課長補佐
梶原 明日香	法務省民事局参事官室 局付
内田 哲也	最高裁判所事務総局家庭局 局付

### ■事務局

菅原 弘子	特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク 事務局長
北村 肇	特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク 事務職員
福井 英夫	特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク 外部職員

## 介護と連動する市民後見研究会 ワーキング部会 名簿

氏 名	肩 書
-----	-----

### ■親研究会

小池 信行	財団法人 民事法務協会 顧問
齋藤 修一	品川成年後見センター 所長

### ■モデル自治体

東 啓二	北海道 南富良野町保健福祉課 課長補佐
長谷川 恭子	青森県 八戸市高齢福祉課地域包括支援センター センター長
佐藤 祐子	神奈川県 横浜市健康福祉局福祉保健課 課長補佐
宮沢 秀一	山梨県 北杜市介護支援課地域包括支援センター 社会福祉士
庄司 彰義	大阪府 岸和田市福祉政策課 地域福祉推進担当長

### ■学識経験者

岩間 伸之	大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授 (座長)
原田 晃樹	立教大学コミュニティ福祉学部 准教授

### ■オブザーバー

勝又 浜子	厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室 室長
田中 一裕	厚生労働省老健局高齢者支援課(併)認知症・虐待防止対策推進室 課長補佐

### ■事務局

菅原 弘子	特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク 事務局長
北村 肇	特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク 事務職員
福井 英夫	特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク 外部職員

## 市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告

---

発行日：2012年3月26日

発行：介護と連動する市民後見 研究会

事務局：特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク

〒162-0083

東京都新宿区市谷田町 2-7-15 近代科学社ビル4階

電話：03-3266-1651 / FAX：03-3266-1670

URL <http://www.jichitai-unit.ne.jp/network/>

e-mail：c2p@network.email.ne.jp